

## 雲南市の給与・定員管理等について

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考)17年度 の人件費率
18年度	45,086 人	29,890,169 千円	250,360 千円	4,712,068 千円	15.8	16.5 %

### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

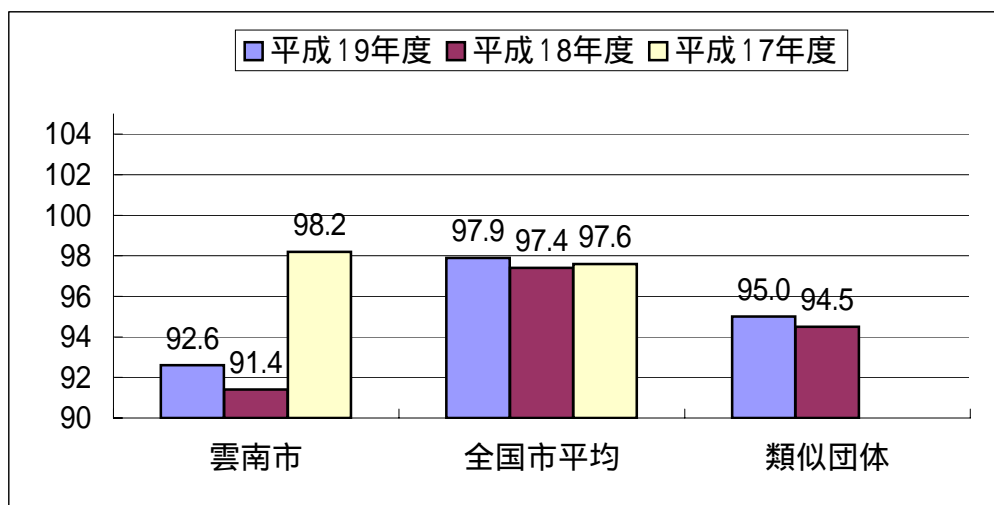
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	551 人	2,103,901 千円	349,208 千円	817,363 千円	3,270,472 千円	5,935 千円	6,002 千円

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含めない。  
 2 「職員数」は、平成19年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

- ・平成18年4月1日から職員基本給を3～6%、期末勤勉手当を一律10%減額支給しています。
- ・市長、副市長、教育長の給料をそれぞれ20%、15%、13%減額支給しています。

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日）



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

職 種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (島根県)	平均給与月額 (国々)
一般行政職	39歳3月	311,135 円	369,396 円	391,918 円	361,343 円
技能労務職	43歳0月	335,976 円	364,881 円	379,436 円	356,234 円
うち校務技師	42歳2月	332,748 円	399,945 円	374,683 円	357,840 円
うち学校給食調理員	40歳5月	322,203 円	397,283 円		366,650 円
うち運転技師	48歳3月	348,442 円	434,603 円	395,215 円	367,467 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		雲 南 市	国
		初任給	初任給
一 般 行 政 職	大学卒	165,094 円	170,200 円
	高校卒	134,248 円	138,400 円
技 能 労 務 職	高校卒	134,248 円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

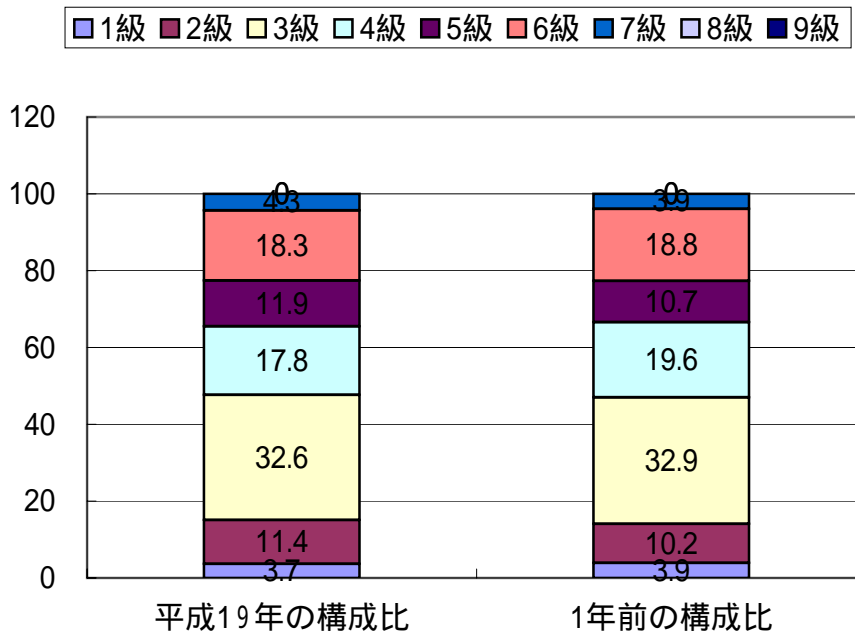
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	248,256 円	295,070 円	333,355 円
	高校卒	206,319 円	255,552 円	302,955 円
技 能 労 務 職	高校卒	206,319 円	255,552 円	295,070 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務	14人	3.7%
2級	主任主事若しくは主任技師の職務又はこれらに相当する職務	43人	11.4%
3級	副主幹若しくは副主幹技師の職務又はこれらに相当する職務	123人	32.6%
4級	主幹若しくは主幹技師の職務又はこれに相当する職務	67人	17.8%
5級	統括主幹若しくは統括技師の職務又はこれに相当する職務	45人	11.9%
6級	次長、課長、専門官、室長若しくは主査の職務又はこれらに相当する職務	69人	18.3%
7級	部長又はこれらに相当する職務	16人	4.3%

(注) 1 「職員数」は、雲南市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

雲南市	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,422千円	-
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注)雲南市では、期末勤勉手当を一律10%減額支給しています。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

雲南市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 退職前の職責等に応じた調整額を加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 28,616千円					

(注) 1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

(3) 地域手当

導入していないので支給実績なし

## (4) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度)		432千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度)		36,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)		2.0%	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	収納管理課職員	市税等の滞納整理業務に専従、 従事した場合	専従職員 月額3,000円 専従職員以外 1日につき150円
防疫等作業手当	感染症防疫従事職員	感染症防疫に従事した場合	作業1回につき2,000円
死体処理従事手当	行路死病人業務従事職員	行路死亡者等の死体処理に従事 した場合	勤務1回につき2,000円
放射線取扱手当	雲南市国民健康保険直営 診療所に勤務する職員	放射線を取扱う作業に従事した 場合	月額3,000円
福祉業務手当	福祉事務所職員	生活保護法による保護業務に従 事した場合	月額3,000円
企業手当	水道局職員	水道の検査又は滞納処分その他 水道業務に従事した場合	月額2,000円

## (5) 休日時間外勤務手当

18年度	支給実績	86,957千円
	職員1人当たり平均支給年額	155千円
17年度	支給実績	110,060千円
	職員1人当たり平均支給年額	190千円

## (6) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養 親族1人につき 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳 年度末)の子の加算 5,000円	同じ	-	57,915千円	202,500円
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場 合:家賃-12,000円 家賃23,000円を超える 場合:11,000円+1/2× (家賃-23,000円) 支給限度額27,000円 持家居住者 新築・購入から5年間: 2,500円	同じ	-	20,291千円	186,155円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等)使用者 2km~24km以上 4,000~26,500円	異なる	交通用具の 区分及び距 離が異な る。	62,776千円	137,065円
初任給調整 手当	医師、歯科医師等採用が困 難な職種に支給	同じ	-	6,463千円	3,231,600円
管理職手当	支給額 部長級 62,416円 次長級 46,906円 課長級 39,104円 主査級 31,208円			56,602千円	509,927円
管理職員特 別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他 公務の運営の必要により週 休日又は休日に勤務した管 理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 12,000円以内(実働時間が6 時間を超える場合18,000円 以内)	同じ	-	1,676千円	17,642円

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市 長	712,000円（890,000円）
	副市長	612,850円（721,000円）
報 酬	議 長	376,000円
	副議長	327,000円
	議 員	306,000円
期末手当	市 長	（平成19年度支給割合）
	副市長 議 長 副議長 議 員	3.35月分
退職手当	市 長	（算定方式・支給時期）
	副市長	1年につき給料月額×500/100（在任期間ごと） 1年につき給料月額×300/100（在任期間ごと）

（注）（ ）書きは、特例条例による減額前の額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況及び増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成18年		
一般行政部門	議会	7	7	0	
	総務	142	136	6	後期高齢者広域連合への派遣・運転業務総務部集中の為
	税務	25	25	0	
	民生	104	103	1	
	衛生	55	59	-4	医療制度改革に対応する為各保健センター職員の本庁への集中のため
	労働	6	6	0	
	農林水産	53	53	0	
	商工	5	5	0	
	土木	44	50	-6	事業量の減少に伴う減
	小計	441	444	-3	
特別行政部門	教育	109	117	-8	幼稚園入園者数減に伴う職員減
	警察			0	
	小計	109	117	-8	
公営企業等 会計部門	病院	8	8	0	
	水道	24	24	0	
	下水道	12	12	0	
	その他	9	9	0	
	小計	53	53	0	
合計		603 (654)	614 (654)	-11	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 ( )内は、条例定数の合計である。

(2) 職員の任免に関する状況

ア 平成19年度の職種別採用者数

職種	平成19年度 4月1日採用
一般行政職	2
医療職	1
企業職	
教育職	
その他 研究職	1

イ 平成18年度職種別事由別離職者数

部 門	区 分	合計	定年 退職	勸奨 退職	定年前 希望退職	普通 退職	そ の 他				
							分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	再任用後 の離職者
一般行政職		人 9	人	人 5	人 3	人	人	人	人 1	人	
福祉職		3		2	1						
幼稚園教育職											
医療職		1				1					
技能労務職		2		1	1						
計		15	0	8	5	1	0	0	0	1	

(注) 1 職種区分は、「平成19年度地方公務員給与実態調査」による。

2 「勸奨退職」とは、任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて離職することをいう。

3 「定年前希望退職」とは、年度末年齢45歳から55歳までの者で、雲南市の早期退職特例制度の適用を受けて離職することをいう。

4 「普通退職」とは、自己都合により離職することをいう。

5 「分限免職」とは、地方公務員法第28条第1項の事由により分限処分を受けて離職することをいう。

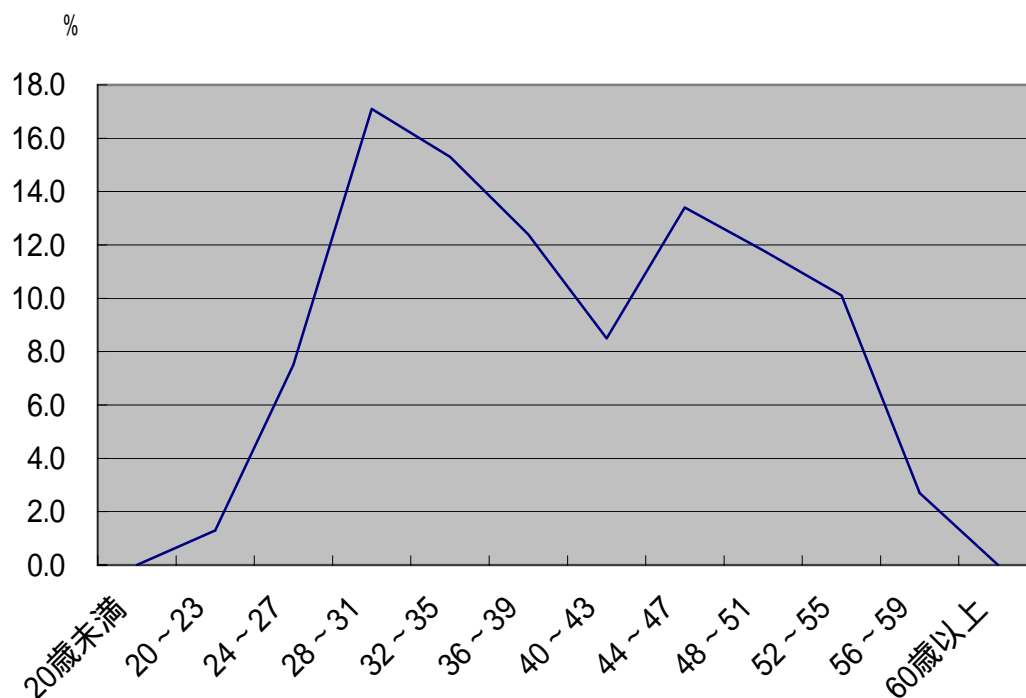
6 「懲戒免職」とは、地方公務員法第29条第1項の事由により懲戒処分を受けて離職することをいう。

7 「失職」とは、職員が法定の欠格事項（地方公務員法第16条各号（第3号を除く。）に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの）に該当して離職することをいう。

8 「再任用後の離職者」とは、地方公務員法第28条の4及び第28条の5の規定に基づき再任用され、その任期が満了したことにより離職することをいう。



(3) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	8	45	103	92	75	51	81	71	61	16	0	603

(4) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標

計画期間		数 値 目 標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成27年4月1日	一般行政部門及び特別行政部門で150人の純減

イ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部門	区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	(参考) 数値目標
		(計画前年)	(1年目)	(2年目)	(3年目)	
一般行政及び 特別行政の 一部	減員		34	30	14	
	増員		6	7	3	
	差引		28	23	11	(41%)
	職員数	665	637	614	603	515

(注) 1 計画期間は、平成17年～27年の10年間である。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

## 職員の勤務条件等について

### 1 職員の勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 職員の勤務時間（標準）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	8時間	8:30	17:15	12:15～13:00

（参考） 雲南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例・雲南市職員の勤務時間、休暇等に関する規則・雲南市職員の勤務時間に関する規程

#### (2) 休暇の概要

種類	概要
年次有給休暇	1年（暦年）につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養中は有給休暇。
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるとき90日以内の期間、その他市長が特に認める特定の疾患は180日、結核性疾患1年間は有給休暇とする。
組合休暇	職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間。（無給）
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額。
特別休暇	特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由にがある場合に限り与える。

（参考） 雲南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例・雲南市職員の勤務時間、休暇等に関する規則

#### (3) 特別休暇の種類（主なもの）

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日以内
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内 妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の追悼行事：年各々1日
産前休暇	産前8週間以内
産後休暇	出産の日の翌日から8週間
育児時間	1日2回それぞれ60分以内（満1歳まで）
夏季休暇	7月から9月までの間に3日以内
子の看護のための休暇	5日以内
生理休暇	2日以内
リフレッシュ休暇	2日以内

2 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

市長部局等

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務成績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	人	人	人	人	人
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)			2		2
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)					
その他					
合 計			2		2

教育委員会

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務成績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	人	人	人	人	人
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)					
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)					
その他					
合 計					

(2) 懲戒処分者数

市長部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人	人	人	人	人
職務上の義務に違反し、又は 職務を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわし くない非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)					
合 計					

教育委員会

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人	人	人	人	人
職務上の義務に違反し、又は 職務を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわし くない非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)		1			1
合 計		1			1

### 3 職員のサービスの状況

#### (1) 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 A (日)	総取得日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均取得日数 B / C (日)	消化率 B / A (%)
市長部局等	19,242	4,371	488	9.0	22.7
教育委員会	4,279	1,019	108	9.4	23.8

(注) 対象期間 暦年(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)

#### (2) 育児休業の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数		部分休業 取得者数
市長部局等	男性職員	人	人	人	人
	女性職員	14	3		
教育委員会	男性職員				
	女性職員	1			
計		14	0		0
		4	0		0

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者数」の欄の上段は平成18年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が平成17年度から18年度にかけて引き続いている者の数

#### (3) 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
			全日型 中心	時間型 中心
市長部局等	男性職員	人	人	人
	女性職員			
教育委員会	男性職員			
	女性職員			
計		0	0	0

		介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
市長部局等	男性職員	人	人	人	人	人	人
	女性職員						
教育委員会	男性職員						
	女性職員						
計		0	0	0	0	0	0

4 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	2	10	6	対象：18年度採用職員 島根県自治研修所
一般職員第 課程	6	3	17	対象：経験年数3～4年の職員 島根県自治研修所
一般職員第 課程	6	2	18	対象：経験年数7～10年の職員 島根県自治研修所
中堅職員	4	2	17	対象：概ね34歳の職員 島根県自治研修所
新任課長	1	3	16	対象：新たに課長となった職員 島根県自治研修所
特別研修	10	2	24	職員が自らの能力開発のため自主的に 講座を選択して受講する 島根県自治研修所
人権・同和研修	14	1	541	市民の人権の尊重と人権問題の解決に 向け市職員の共通理解を図る
接遇研修	16	1	470	職員の応接態度の向上を図る
派遣研修	13	1～5	31	幅広い行政能力や専門知識等を習得させる ため職員を国又は地方公共団体若しくは学 校その他これらに準ずる団体及び研修機関 へ派遣して行う研修

(注) 1 研修の状況は、平成18年4月1日～平成19年3月31日の数値。

2 「島根県自治研修所」とは、県職員と市町村職員の研修をする機関。市町村が島根県へ業務を委託している。

5 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制

選任状況 区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	専任すべき事業場数(箇所)	うち専任事業場数(箇所)	専任すべき事業場数(箇所)	うち専任事業場数(箇所)	専任すべき事業場数(箇所)	うち専任事業場数(箇所)	専任者数(人)	専任すべき事業場数(箇所)	うち専任事業場数(箇所)
市長部局	1	1			1	1	2	14	9
教育委員会								28	

選任状況 区分	産 業 医				委 員 会				左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場数(箇所)
	専任すべき事業場数(箇所)	うち専任事業場数(箇所)	専任者数(人)	実専任者数(箇所)	衛生委員会 設置すべき事業場数(箇所)	うち設置事業場数(箇所)	安全委員会 設置すべき事業場数(箇所)	うち設置事業場数(箇所)	
市長部局	1	1	1	1	1	1			
教育委員会									

(2) 職員のための福利厚生活動事業費

事業名	事業の概要・目的	決算額(千円)
安全衛生委員会の開催	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会を開催し職場環境・衛生管理について検討し対策を協議した。	0
メンタルヘルス対策事業	職員が精神疾患の予防、病気及び医療に関して適切なアドバイスを受けられるように研修を実施した。	75
島根県市町村職員互助会事業 島根県教職員互助会事業	職員の相互救済及び福利の増進を図るため、医療費給付、育児休業助成、災害見舞金、施設利用助成等を行っています。 島根県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合島根支部ホームページにおいて詳細を公表しています。	3,301
職員互助会	雲南市役所においては職員の福利厚生を目的とした独自の「互助会」「共済会」を設置していません。よって公費の支出実績はありません。	0
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	5,627
特殊健康診断事業	特にVDT(ヴァジュアルディスプレイターミナル)作業の多い職員及び頸肩腕検診(給食センター職員)を行った。	161
合計		9,164

	対象者	受診者
定期健康診断	789人	763人

人間ドック受診者を含む

## 職員の競争試験及び選考の状況

### 1 競争試験

#### (1) 採用試験

##### ア 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
専門職	一般技術職 (農業)	昭和47年4月2日から昭和60年4月1日までに生れた者 学歴・性別は問いません	平成18年8月1日～8月25日まで	平成18年9月17日	平成18年10月21日	<p>教養試験 公務員として必要な一般知識及び知能について択一式による筆記試験</p> <p>専門試験 専門知識、技術等の能力について、択一式による筆記試験</p> <p>一般性格診断検査 職務及び職場への適応性を、一般的な性格の面からみる検査</p>	<p>文章による表現力、課題に対する理解力等の能力についての筆記試験</p> <p>個別の面接試験</p>
資格免許職	一般技術職 (建築)	昭和47年4月2日から昭和58年4月1日までに生れた者 一級建築士免許を有する者又は平成19年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者 学歴・性別は問いません	平成18年8月1日～8月25日まで	平成18年9月17日	平成18年10月21日	<p>教養試験 公務員として必要な一般知識及び知能について択一式による筆記試験</p> <p>専門試験 専門知識、技術等の能力について、択一式による筆記試験</p> <p>一般性格診断検査 職務及び職場への適応性を、一般的な性格の面からみる検査</p>	<p>文章による表現力、課題に対する理解力等の能力についての筆記試験</p> <p>個別の面接試験</p>

イ 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)					第2次試験受験者数	最終合格者数(D)					最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
専門職	農業	若干名	男女計	9	6	1			7	77.8%	1				1	1	1			1	14.3%	7.0	1	
			男女計	9	6	1			7	77.8%	1				1	1	1			1	14.3%	7.0	1	
				男女計						#DIV/0!										#DIV/0!	#DIV/0!			
				男女計						#DIV/0!										#DIV/0!	#DIV/0!			
				男女計						#DIV/0!										#DIV/0!	#DIV/0!			
	合計		男女計	9	6	1			7	77.8%	1				1	1	1			1	14.3%	7.0	1	
			男女計	9	6	1			7	77.8%	1				1	1	1			1	14.3%	7.0	1	

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)					第2次試験受験者数	最終合格者数(D)					最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
資格免許職	建築士	若干名	男女計	1	1				1	100.0%	1				1	1	1			1	100.0%	1.0	1	
			男女計	1	1				1	100.0%	1				1	1	1			1	100.0%	1.0	1	
				男女計						#DIV/0!										#DIV/0!	#DIV/0!			
				男女計						#DIV/0!										#DIV/0!	#DIV/0!			
				男女計						#DIV/0!										#DIV/0!	#DIV/0!			
	合計		男女計	1	1				1	100.0%	1				1	1	1			1	100.0%	1.0	1	
			男女計	1	1				1	100.0%	1				1	1	1			1	100.0%	1.0	1	